

## 紀南環境広域施設組合入札方針

紀南環境広域施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事及び委託業務の請負契約において、良質な業務を確保し、かつ入札手続きの透明性、競争性を高めるため、地方自治法、組合契約規則等を遵守し、入札参加条件等について必要な事項を定める。

### 1. 入札方法

組合における入札の実施方法については、原則として組合契約規則等によるものとし、これに定めのない事項については、組管理者である田辺市の規程を準用する。

また、工事内容により、その都度最適な基準を設ける場合は、ホームページ等により公告する。

### 2. 入札参加資格

組合における建設工事等の一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする場合は、和歌山県又は田辺市、新宮市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町（以下「関係市町」という。）の入札参加資格者登録名簿に登録されているものとする。

### 3. 業者の選定

関係市町の管内業者（以下「管内業者」という。）により施行が可能と見込まれる工事は、可能な限り管内業者に発注する。

管内業者の要件

- ① 管内に本社又は本店を有すること。
- ② 法人事業者は、管内において税を完納していること。
- ③ 個人事業者は、事業主が納税義務者であり、管内に住民登録を有していること。

管内以外の業者（以下「管外業者」という。）の入札参加条件は以下のとおりとする。

- ① 管内に施行可能な業者がない場合
- ② 管内業者のみでは競争性が確保できない場合
- ③ 管外業者の高度な技術力を必要とし、管内業者への技術移転が必要な場合

### 4. 参加資格

参加資格は、価格による区分分けをし、その規準となる点数は経営事項審査の総合評定値（P点）とするが、詳細については、対象工事ごとに工事入札審査委員会に諮り決定する。

### 5. 契約方法

一般競争入札

契約方法は、原則として一般競争入札とする。

指名競争入札

工事等の内容により、適切と判断した場合は指名競争入札をすることができる。

合併入札

同一箇所又は近隣箇所における関連性が高い複数の工事で、同一業者と契約締結する必要があると認められたものは、2以上の工事の入札を1つにまとめて執行することができる。

## 特定建設工事等共同企業体による入札

大規模かつ技術的難度の高い工事の履行に際しては、紀南環境広域施設組合建設工事等共同企業体取扱要領の規定により、共同企業体による入札をおこなうことができる。

### 6. 予定価格

予定価格は、原則として事前公表とする。しかし、適正な見積りを阻害し、過度の低入札の要因となることが懸念される工事については、事後公表とすることができる。

### 7. 入札制度

#### 係数抽出型最低制限価格制度

原則として予定価格（税込）8,000万円未満の建設工事に適用する。

#### ① 最低制限基準額（税抜）の設定。

下記の計算式の合計額（千円未満切捨て）を最低制限基準額とする。

直接工事相当額	=	直接工事費	×	97%	（円未満切捨て）
共通仮設費額	=	共通仮設費	×	90%	（円未満切捨て）
現場管理費相当額	=	現場管理費	×	90%	（円未満切捨て）
一般管理費額	=	一般管理費	×	55%	（円未満切捨て）

#### ② 建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事）の場合の設定

直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「直接工事費相当額」及び「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次の計算式とする。

直接工事相当額	=	{ 直接工事費 × 90% （円未満切捨て） }	×	97%
共通仮設費額	=	共通仮設費	×	90% （円未満切捨て）
現場管理相当額	=	{ 現場管理費 + （直接工事費 × 10%） （円未満切捨て） }	×	90%
一般管理費額	=	一般管理費	×	55% （円未満切捨て）

#### ③ 最低制限基準額の設定範囲

最低制限基準額の設定範囲は、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とする。

#### ④ 最低制限価格の設定

(1) ①もしくは②の計算式で設定した最低制限基準額に、別表の調整係数を乗じて、最高+1.5%の範囲内で変動させた額（千円未満切捨て）を最低制限価格とする。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基準額} \times \text{調整係数} (1.015 \sim 1.000)$$

(2) 調整係数は、入札会場において開札直後に行う抽選により決定するものとする。

#### ⑤ 公表

最低制限基準額及び最低制限価格の公表は、開札直後に行うものとする。

## 低入札価格調査制度

原則として予定価格（税込）8,000万円以上の建設工事に適用する。ただし随意契約・災害復旧工事に係るものは除く。

### ① 低入札価格調査基準額（税抜）の設定。

下記の計算式の合計額（千円未満切捨て）を低入札価格調査基準額とする。

直接工事相当額	=	直接工事費 × 97%（円未満切捨て）
共通仮設費額	=	共通仮設費 × 90%（円未満切捨て）
現場管理費相当額	=	現場管理費 × 90%（円未満切捨て）
一般管理費額	=	一般管理費 × 55%（円未満切捨て）

### ② 建築関連工事（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事）の場合の設定

直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「直接工事費相当額」及び「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、次の計算式とする。

直接工事相当額	=	{直接工事費 × 90%（円未満切捨て）} × 97%
共通仮設費額	=	共通仮設費 × 90%（円未満切捨て）
現場管理相当額	=	{現場管理費 + (直接工事費 × 10%)（円未満切捨て）} × 90%
一般管理費額	=	一般管理費 × 55%（円未満切捨て）

### ③ 低入札価格調査基準額の設定範囲

低入札価格調査基準額の設定範囲は、予定価格の10分の7から10分の9の範囲内とする。

### ④ 公表

低入札価格調査基準額は、事前公表とする。

### ⑤ 注意事項

低入札価格調査基準額を下回る価格で入札する入札参加者は、低入札価格調査報告書の各様式を作成し、入札会場に持参しておくこと。

### ⑥ 失格判定基準

紀南環境広域施設組合低入札価格調査による失格判定基準に基づき提出された書類調査を行い、失格判定基準に該当する場合は、失格とする。

## 総合評価方式

総合評価方式については、価格と品質で総合的に優れた調達が必要とされている工事については積極的に採用する。

## 測量・設計等委託業務

委託業務の入札については、別に定める「紀南環境広域施設組合測量設計等委託業務の入札に係る落札者決定要領」に基づき執行する。

(別表)

調整係数表

No.	係数	No.	係数	No.	係数	No.	係数
1	1.0150	9	1.0110	17	1.0070	25	1.0030
2	1.0145	10	1.0105	18	1.0065	26	1.0025
3	1.0140	11	1.0100	19	1.0060	27	1.0020
4	1.0135	12	1.0095	20	1.0055	28	1.0015
5	1.0130	13	1.0090	21	1.0050	29	1.0010
6	1.0125	14	1.0085	22	1.0045	30	1.0005
7	1.0120	15	1.0080	23	1.0040	31	1.0000
8	1.0115	16	1.0075	24	1.0035		

**附 則**

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この方針は、平成29年6月1日から施行する。